

令和6年11月18日招集

令和6年11月

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議 案 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合

提 出 議 案 一 覧

議案番号	件 名	頁
議案第 9 号	専決処分につき承認を求めることについて (令和 6 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号))	1
議案第 1 0 号	令和 5 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	3
議案第 1 1 号	令和 5 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	4
議案第 1 2 号	令和 6 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第 1 号)	5
議案第 1 3 号	令和 6 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	6
議案第 1 4 号	滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第 1 5 号	滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて	9

(備考) 次に掲げる議案書については、別冊にて調製しております。

議案第 9 号 令和 6 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算書 (第 1 号)

議案第10号 令和 5 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合会計歳入歳出決算書
 議案第11号 (一般会計及び後期高齢者医療特別会計)
 (主要な施策の成果に関する説明書及び歳入歳出決算審査意見書)

議案第12号 令和 6 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算書 (第 1 号)

議案第13号 令和 6 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算書 (第 2 号)

議案第9号

専決処分につき承認を求めることについて

令和6年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和6年11月18日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福 井 正 明

専決第 1 号

専 決 処 分 書

令和 6 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号) について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項
の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和 6 年 8 月 2 0 日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福 井 正 明

議案第 10 号

令和 5 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
の認定について

令和 5 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算は、別冊決算書のとおりであるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和 6 年 11 月 18 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福 井 正 明

議案第 11 号

令和 5 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、別冊決算書のとおりであるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和 6 年 11 月 18 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福 井 正 明

議案第 12 号

令和 6 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第 1 号)

令和 6 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）を別冊
のとおり提出する。

令和 6 年 11 月 18 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福 井 正 明

議案第 13 号

令和 6 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 11 月 18 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福 井 正 明

議案第 1 4 号

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 1 8 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福 井 正 明

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第28条」を「第27条」に改める。

第16条第1項中「6か月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」を加え、同項に次の1号を加える。

（5）前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

第25条を削り、第26条を第25条とし、第27条を第26条とし、第28条を第27条とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の第16条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第10条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 15 号

滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意
を求めることについて

下記の者を滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員に選任することについて、
滋賀県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 1 月 26 日滋賀県指令自振第 4
号）第 16 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 11 月 18 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福 井 正 明

記

区 分	氏 名	住 所	生年月日
議会選出	佐 藤 健 司		